

本荘こくどう通信

★発行

国土交通省東北地方整備局
秋田河川国道事務所
本荘国道維持出張所



令和2年10月26日発行
【第74号】



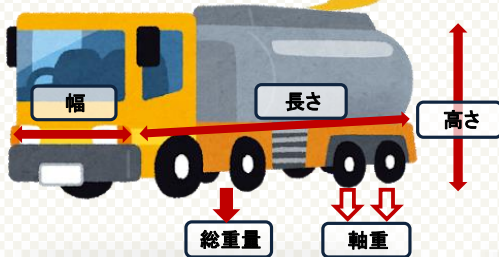
特殊車両の指導取締りを実施しました

道路の保全・事故防止のために

9月16日(水) 本荘国道維持出張所管内の国道7号某所において、特殊車両(一定の大きさや重さを超える車)の通行に関する指導取締りを実施しました。

特殊車両の通行には、道路管理者の通行許可が必要です。また、通行許可を得ている特殊車両は、許可内容を遵守して通行する必要があります。指導取締りでは、対象車両の許可証の確認や、大きさ・重さの計測などを行いました。

右表の限度☆をひとつでも超える車両は、「特殊車両通行許可」が必要です。
(☆道路の構造による限度)



長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラー等の連結車両はほとんどがこの値を超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



許可証等の確認中



高さの計測中



重量の計測中

ルールを守って、道路を守ろう

今回の取締りによる違反車両は0台でした。

特殊車両がルールを守らず通行すると、道路の劣化や事故の原因となります。道路の保全と事故等による危険防止のため、本荘国道維持出張所では、こうした指導取締りをこれからも継続していきます。

体験学習 西目高校のみなさんが現場を見学しました

10月9日(金) 秋田県由利地域振興局建設部と由利建設業協会の主催による現場見学・体験会が開催され、秋田県立西目高校土木系列1・2年生の生徒さんが、本荘ICステーションや遊佐象潟道路の工事現場を見学されました。この体験が、将来の進路を決めるきっかけとなればうれしいです。



遊佐象潟道路の工事現場にて

本荘国道維持出張所では

国道7号(約61km)と日本海東北自道(約48km)の由利本荘市・にかほ市分を管理しています。



◇お問い合わせ先◇ 本荘国道維持出張所「本荘こくどう通信」担当まで
〒015-0013 秋田県由利本荘市石脇字田尻野18 電話:0184-22-8558